

公共スポーツ施設マネジメント
～総合型 SC による指定管理増加への提言～

神奈川大学 大竹ゼミ N

○仲谷 遊也 岩井 広人 野田はるか
平松 元気 前島 健佑 山本 綾子

I. はじめに

わが国では、1980年代に多くの公共スポーツ施設が建設されたが、非効率的な運営がなされてきたため、自治体財政を圧迫してきた。そのような背景を受け、2003年に、施設管理の効率化、経費削減などのメリットを目的として指定管理者制度が導入され、現在、約5万数千カ所の公共スポーツ施設の中で約20,000カ所の施設が本制度を導入している(文部科学省、2008)。

一方で、2000年のスポーツ振興基本計画において、総合型地域スポーツクラブ(以下、「クラブ」と表記)の育成が中心的施策とされたが、その実態は、自己財源率が50%以下のクラブが約57%を占めており、財源の基盤が脆弱等の課題が明らかになった。そこで2006年の振興基本計画の見直しでは、「地域の実情に応じて、公共スポーツ施設の指定管理者として総合型SCを指定すること」と明記された。2011年に作られた基本計画においても、クラブに関して、「公共の施設の指定管理者となることによりその収入を運営財源にするための取組等の優良事例を収集・検討し、地方公共団体や各地域スポーツクラブに対して普及・啓発を図る。」と記述された。このように、国を挙げてクラブと指定管理者制度の関係性が強調され、クラブが公共スポーツ施設の管理主体となることが期待されているのである。

しかし、現状をみるとその数は約290施設にとどまり、制度が導入されている約20,000施設の中で全体の2%程度といった現状がある。そこで我々は、国の施策として謳われているにもかかわらず、クラブが指定管理者となれない原因を探り、その増加のための政策を提言する。

II. 本提言の意義と期待される効果

現在、多くの自治体において、市民活動の活性化や地域コミュニティの促進は行政施策として位置づけられており、行政はそれらの役割を担う組織や市民団体を育成してきている。スポーツの領域においても、市民が主体となったスポーツの環境整備が課題となっており、クラブがコミュニティレベルの公共スポーツ施設の指定管理者となり、管理運営に携わっていくことが、さらなる地域スポーツの発展にとって重要な役割を果たす。

クラブが指定管理者になることで、行政・住民・クラブの三者にとってメリットがもたらされる。住民にとっては、雇用創出、クラブにとっては、運営財源・事務所の確保等の

メリットがある。また行政のメリットは、前述のように市民活動や地域コミュニティの促進が挙げられる。

Ⅲ. クラブによる指定管理の実態調査

クラブによる指定管理者制度の活用実態を把握するため、以下の概要の通り、調査を実施した。文献調査では、公共スポーツ施設への指定管理者制度導入状況や、指定管理者となったクラブの数や現状、課題を明らかにした。現地調査では、実際に公共スポーツ施設の運営にあたるクラブの現状や課題、クラブが指定管理者となる要素について、ヒアリング調査を行った。

- (1) 文献調査 : 文部科学省 (2008) 体育・スポーツ施設現状調査の概要
文部科学省 (2009) 総合型地域 SC に関する有識者会議
文部科学省 (2011) 総合型地域 SC に関する実態調査結果
日本体育協会 (2012) 総合型 SC 全国協議会に関するアンケート
日本体育施設協会 (2007) 月刊体育施設
- (2) 現地調査 : 【調査対象】 NPO 法人高津総合型スポーツクラブ SELF
【調査施設】 川崎市高津スポーツセンター
【ヒアリング結果】
- ・ クラブの経営を維持させるためには、経営能力のある人材が必要。
 - ・ 経営の安定性を求めると民間企業が有利であるため、クラブが指定管理者となるのは難しい。クラブと指定管理者制度の関係性を重視することが自治体に求められる。
 - ・ 学校施設有効活用事業の受託・運営を行うことで、活動拠点を確保する。

Ⅳ. 問題点

上記の調査を通じて、クラブが指定管理者になるための問題・課題が明らかになった。市場競争との関係が皆無であったクラブが民間企業と競争することはとても高いハードルである。また、業務が煩雑になってしまう等の問題が生じる可能性がある。

クラブ側の資源の問題として、経営者能力や施設の管理能力、運営・財務・法務ができる人材、指定管理者制度に関する情報・知識、公募時に必要なプレゼンテーション能力が不足していることが挙げられる。また、組織運営の基盤が脆弱であり、安定した運営が望めない等の課題もある。

Ⅴ. 提言

以下では、行政の方針を明確にすることや学校体育施設の管理方法の再考、定年退職した有能な経営者の雇用、クラブと法人・企業の連携によって上記の問題点を解決し、クラ

ブが指定管理者となるための提言を行う。

～行政側～

- (1)スポーツ振興ビジョンの明確化
- (2)学校体育施設の社会体育施設化

～クラブ側～

- (1)定年を迎えた有能者の雇用
- (2)専門的な企業・組織とクラブの連携

<行政に向けて>

(1) スポーツ振興ビジョンの明確化

現在、地域のスポーツ振興ビジョンとして、「市民を主体としたスポーツの環境整備」を謳う自治体もある。クラブが指定管理者となる条件を整えるために、行政がそのビジョンをより明確化したかたちで打ち出すことによって、自治体を挙げて市民活動を推進するような素地を築いていく。まず、計画等の文書のなかで「市民主導の地域スポーツ振興」といったキャッチフレーズを大々的に提示することで、当該自治体のスポーツ振興の方向性を明確に示す。その上で、指定管理者制度においても、市民活動を促進させる方向性や方針、具体策を示す。具体的には、公共スポーツ施設を大・中規模施設とコミュニティレベルに機能分類し、大・中規模施設においては競争原理に則った本制度の効果を活用し、コミュニティレベルの施設は市民活動を促進する拠点として位置付ける。このように、民間企業や市民団体の良き特徴を積極的に活用したスポーツ振興の具体策を明確化することで、地域スポーツの発展につなげる。

(2) 学校体育施設の社会体育施設化による指定管理者市場の拡大

クラブが多数育成されるにつれ、施設数とクラブ数の関係にアンバランスが生じる。現在学校教育法のもとで学校施設の管理主体が定められていることが、クラブが学校施設の指定管理者になることに大きな障害となっている。そこで、学校設置者を教育委員会とし、授業が行われている時間は学校長、それ以外の時間帯はクラブが指定管理者として施設管理を行うとともに、各種市民向け、子供向け事業を展開することで、学校長の負担の軽減と市民活動の促進につながる。

<クラブに向けて>

(1) 有能な人材の登用

組織運営の基盤が脆弱であるクラブ経営の安定化を図るため、公募により有能な人材を登用する。定年を迎えた企業経験者や経営者を迎えることでクラブ運営の活性化を図れる。

また、有能な経営者はクラブの人材育成に重点を置くことで多くのスタッフを確保する。特に次世代のクラブ経営を担う者には、公認クラブマネジャーの資格を取得させ、専門的な知識をつける。さらに有能な経営者の下でクラブ経営を実践しながら経験を積ませることで、クラブマネジャーの後継者を育て、クラブの継続的な運営と自立を推進する。

(2) 専門的な企業・組織とクラブが連携する。

現在指定管理者として選定されている体育協会・スポーツ振興等を行っている財団法人(民法 34 条法人)、民間企業と協働することにより、クラブとしては経営者能力や指定管理者制度に関する情報・知識等、上記に挙げた問題点を解決することに繋がる。また、クラブの財政面で生じるリスクの負担において、企業・組織と連携することで緩和することを可能とする。平成 23 年 7 月文部科学省委託調査『スポーツ政策調査研究』報告書では、「民法 34 条法人 16.4%、会社 8.4%、非導入 65.8%」のような割合で指定管理者が選定されているとの報告があるが、指定管理者としてのノウハウを有する企業・組織との連携することで、クラブは指定管理者として選定されることを目指す。

こうした連携は、クラブだけでなく、財団法人や民間企業にもメリットをもたらす。財団法人のメリットとしては、単独では事業の展開を単一種目で行っている場合が多いが、クラブと協働する事により多種目の事業を展開することができるようになることが挙げられる。また、民間企業のメリットとして、地域住民により近づいた運営・事業を行うことがそれぞれ挙げられる。

クラブは市民向けのイベントや教室を、企業や法人は運営面を、互いに専門分野において先導し、知識、情報を共有し合うことで効果的な管理運営が可能となる。

VI. まとめ

本提言では、クラブが指定管理者になるための課題を解決するために、クラブ側と行政側の視点からアプローチしてきた。そこで具体的には、行政側には「行政のスポーツ振興ビジョンの明確化」や「学校体育施設の社会体育施設化」、クラブ側には、「定年を迎えた有能な人材の登用」、「専門的な組織との連携」を行うべきだと提言した。現在推進されているスポーツ基本計画と並行して、我々が提言した政策が社会に普及されれば、将来的には指定管理者となるクラブが増加し、市民活動の活性化や地域コミュニティの促進が期待される。

<資料・文献>

出井信夫 (2005) 指定管理者制度、学陽書房

内閣府 (2003) 「公共施設等の整備等において民間事業者の行い得る業務範囲」について

文部科学省 (2011) 「スポーツ政策調査研究」報告書

文部科学省 (2012) スポーツ基本計画